○東京都下水道局工事の中間前払金取扱要綱

平成11年10月25日 11下経契第61号 局長名

改正 平成16年1月29日 平成24年3月28日 令和2年3月27日 令和6年8月2日

(通則)

第1条 東京都下水道局契約事務規程(昭和41年東京都下水道局管理規程第33号。以下「規程」という。)第44 条の2第1項の規定に基づき行う中間前金払に関する事務の取扱については、別に定めるもののほか、この要 綱に定めるところによる。

(中間前金払の対象)

第2条 規程第44条の2第1項に規定する中間前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27年法律第184号)第2条第1項の規定において定める公共工事(以下「工事」という。)のうち、規程第44条第 1項の規定により前金払を行ったものとする。ただし、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第 3条第3項の規定により中間前金払をすることができるもので、原則として、単年度に工事が完了するものに 限る。

(中間前金払の率等)

- 第3条 規程第44条の2第1項に規定する中間前金払の率等は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 契約金額が72億円未満の場合は、契約金額の2割とする。ただし、3億6千万円を限度とする。
 - (2) 契約金額が72億円以上の場合は、契約金額の5分とする。

(中間前金払の制限)

- 第4条 第2条により中間前金払の対象とされる工事であっても、規程第44条の3第2項の規定により部分払を 行うものについては、中間前払金を支払わない。
- 2 前項に定める場合のほか、局長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前払金の端数整理)

第5条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前金払の対象及び率等の明示)

第6条 中間前金払の対象とされる工事及び中間前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対してこれを明示するものとする。

(中間前払金に関する特約事項)

- 第7条 中間前払金を支払う工事の請負契約には、次に掲げる事項を中間前払金に関する特約として付するものとする。
 - (1) 定められた金額を限度として中間前払金を支払うこと
 - (2) 中間前払金の請求に関すること
 - (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること
 - (4) 保証契約の変更に関すること
 - (5) 中間前払金の使途制限に関すること
 - (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること

(中間前払金に係る認定)

- 第8条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしたと認められる場合において支払うものとする。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること
- 2 前項各号に掲げる要件を満たしていることについて、認定請求書(別記様式第1号)による請求があった場合 は、直ちに調査を行わなければならない。
- 3 前項の調査は工事主管課長(東京都下水道局工事施行規程(昭和46年下水道局管理規程第35号)第5条第1項の「工事主管課長」をいう。以下同じ。)が行うものとし、工事主管課長は、その結果が妥当と認めるときは、認定調書(別記様式第2号)を作成の上、契約の相手方に交付しなければならない。

(中間前払金の請求手続)

- 第9条 中間前払金の請求は、前条による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証 証書を当局に提出させた上で行わせるものとする。
- 2 前項にかかわらず、局長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。
- 3 中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還)

- 第10条 規程第44条の2第2項により準用される第44条第2項の規定により追加払し、又は返還させる中間前払金の額は、変更後の契約金額に第3条の中間前金払の率等を適用して算出した中間前払金額と既に支払済みの中間前払金額との差額とする。
 - この場合、中間前払金を追加払する場合にも、変更後の契約金額が72億円未満である場合は、中間前払金の合計金額は3億6千万円を超えることができないものとする。
- 2 規程第44条の2第2項により準用される第44条第2項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、第11条により保証契約変更後の保証証書を当局に提出させたうえで、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 3 規程第44条の2第2項により準用される第44条第2項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から局長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限

までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に当該契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(以下「財務大臣が定める率」という。)(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として徴収するものとする。

4 規程第44条の2第2項により準用される第44条第2項の規定に該当する場合であっても、残工期が30日未満のときその他局長が必要ないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

- 第11条 規程第44条の2第2項により準用される第44条第2項の規定により中間前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を当局に提出させるものとする。
- 2 既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対し、工期の変更を通知するものとする。
- 3 規程第44条の2第2項により準用される第44条第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、 契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を当局に提出させるものとする。

(中間前払金の使途制限)

第12条 中間前払金は、当該中間前払金に係る工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)

- 第13条 規程第44条の2第2項により準用される第44条第3項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の対価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。
- 2 規程第44条の2第2項において準用される規程第44条第3項第1号又は第3号の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を利息として徴収するものとする。
- 3 規程第44条の2第2項において準用される規程第44条第3項第2号の規定により中間前払金を返還させる場合には、局長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事の中間前金払)

第14条 工期が変更により2年度以上にわたることとなった場合における中間前払金の支払いは、別に定める。

附則

平成11年11月1日以後に規程第7条に基づき入札の公告を行う契約又は第29条第2項に基づき競争入札参加者への指名通知を行う契約又は第34条に基づき契約条項その他見積りに必要な事項の提示を行う契約について適用する。

附 則 (平成16年1月29日)

この要綱は、平成16年2月2日以後に入札が行われる契約(入札によらない契約にあっては、同日以後に締結されるもの)について適用する。

附 則 (平成24年3月28日)

この要綱は、平成24年4月1日以後に入札が行われる契約(入札によらない契約にあっては、同日以後に締結されるもの)について適用する。

附 則(令和2年3月27日)

この要綱は、令和2年4月1日以後に締結される契約に適用する。

附 則(令和6年8月2日)

この要綱は、令和6年10月1日(以下「適用日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

運用に当たっての留意事項

- 1 中間前金払の対象(要綱第2条)
 - (1) 中間前金払の対象は、規程第44条第1項の規定により前金払をすることができる公共工事(以下「工事」という。)であり、そのうち、前金払を実際に行ったものに限るものである。
 - (2) 対象となる工事種別は、土木工事、建築工事、設備工事であり、左記工事等に関わる設計、測量、調査 等の委託業務は中間前金払の対象とならない(設計、測量、調査等の委託業務は、従来どおりの3割までの前 金払の適用となる。)。
- 2 中間前金払の制限(要綱第4条)
 - (1) 中間前金払の対象とされる工事であっても、規程第44条の2の規定により部分払を行うものについては、 中間前払金を支払うことができないものである。

したがって、工期中途において契約代金の一部を支払う方法は、部分払又は中間前金払のいずれか一方に限られることとなるため、契約締結後速やかに、いずれの方法により支払を受けるかにつき、契約の相手方に選択させる必要がある。

- (2) 局長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき等において、その全部又は一部を 支払わないことができることは、前金払と同様である。したがって、その取扱いについては、前金払の取扱 いに準拠して差し支えないものである。(「東京都下水道局工事の前払金取扱要綱の運用について」(以下「運 用」という。)第1の6を参照。)
- (3) 部分払か中間前金払を選択させるときは、契約書の取り交わし時等に契約の相手方から書面を提出させ、 どちらにするかその意思を確認することとし、書面は契約原議に添付するものとする。
- 3 中間前金払の対象及び率の明示(要綱第6条)

中間前金払に関する事項は、入札(見積)条件となるものであり、入札等に際しては、あらかじめ契約の相手方に対して明示しておく必要があることから、競争入札参加者心得に別紙2の追加条項を付するものとする。

4 中間前払金に関する特約事項(要綱第7条)

- (1) 契約の締結に際しては、別紙3のような特約事項を定める。ただし、規程第37条第1項の規定に基づく 工事請負契約に係る標準契約書(以下「標準契約書」という。)の改正により、中間前金払に関する条項が標 準契約書に盛り込まれるため、改正後の標準契約書を使用する場合は、特約事項を改めて定める必要がない。
- (2) 標準契約書以外の契約書により契約を締結する場合は、別紙3又は標準契約書の中間前金払に関する条項に準拠して、特約事項を別に定める。
- 5 中間前金払に関する認定(要綱第8条)
 - (1) 中間前金払に係る要件は、要綱第8条第1項のとおりであるが、認定を行うに当たっての調査は、標準 契約書第10条に基づく履行報告の確認で足りるものとする。

ただし、このことは、出来高の数値に疑義がある場合に、当該数値の根拠となる資料の提示等を求める発 注者としての権利を排除するものではない。

- (2) 認定に当たっては、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を工事の出来高に加算し、進捗額として認定できるものである。
- (3) 認定を行うに当たっての調査及び認定調書の作成は、工事主管課長(東京都下水道局工事施行規程(昭和46年下水道局管理規程第35号)第5条第1項の「工事主管課長」をいう。以下同じ。)が契約担当者等(規程第7条の「契約担当者等」をいう。)に代わって行うこととするものである。
- (4) 認定調書は2部作成して、1部を契約相手方に交付し、他の1部は履行報告の写しとともに、後日提出 される中間前払金の請求書に添付するものである。
- (5) ここでいう工期とは、当初工期のことをいう(「運用」第1の4を参照)。
- 6 中間前払金の請求手続(要綱第9条)
 - (1) 中間前払金の請求時期は特に期限を設けないこととしたので、通常の場合は、保証証書提出後、いつで も契約の相手方は中間前払金を請求できるものである。

なお、局長が必要と認めて中間前払金の請求時期を別に定めた場合においては、その指定した時期以降、いつでも契約の相手方は中間前払金を請求できるものである。

- (2) 中間前払金の請求手続きは、前払金の請求手続と同様である。したがって、その取扱いについては、前金払の取扱いに準拠して差し支えないものである。
- 7 契約金額の変更並びに保証契約の変更及び解約(要綱第10条、第11条、第13条)

契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還、保証契約の変更及び保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に伴う取扱いについては、前金払における取扱いと同様である。

8 2年度以上にわたる工事の中間前金払(要綱第14条)

工期の変更で2年度以上にわたる工事の場合は、中間前金払を選択しても、契約の相手方の請求に基づき、 部分検査を行うこととする。

- 9 その他
 - (1) 中間前払金の対象となった工事請負契約が、契約の相手方との合意によって解除された場合の取扱いは、前金払における取扱いと同様である。
 - (2) 工事の品質を担保するため、必要に応じて中間検査を行うことができる。

様式(省略)